

インフォメーション Information

自動車税の納期限は 5月31日(水)です

自動車税の納税通知書は、5月10日ごろにお送りします。最寄りの金融機関又は郵便局で納期限までに納めてください。

なお、自動車税の領収証書には継続検査用の納税証明書がついていいますので、車検証と一緒に大切に保管し、車検の際に使用してください。

また、身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳等を持っている方のために使用する自動車で、一定の要件に該当する場合には、申請により自動車税が減免されます。申請手続きは5月24日が期限になっていますので、お忘れにならないよう御注意願います。

申請手続き等、自動車税に関し御不明な点は福島県相双地方振興局県税課におたずねください。

お問い合わせ先
福島県相双地方振興局県税課
☎0244-2611127

特設人権相談所開設について お知らせ

来る5月1日から7日までは「憲法週間」に当たりますので、その行事の一環として福島県方法務局いわき支局及びいわき人権擁護委員協議会が共催で左記のとおり特設人権相談所を開催いたします。

皆様、ご利用されますようお知らせいたします。

- ◆日時 平成18年5月1日(月) 午前10時～午後3時
- ◆場所 広野町公民館
- ※相談は、人権擁護委員が無料でお受けし、秘密は固く守られます。

戦没者等のご遺族の皆様へ

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金(第8回特別弔慰金)が支給されます。

- ◆支給の対象者 平成17年4月1日において、恩給法による公務扶助料や戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金等を受けられる方(戦没者等の妻や父母等)がない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に特別弔慰金が支給されます。
- ◆支給の内容 額面40万円、10年償還の記名国債
- ◆請求期間 平成20年3月31日まで
- ◆請求窓口 役場福祉環境グループ ☎2712115
- ◆お問い合わせ先 請求手続きなど、詳しくは 福島県保健福祉部 生活福祉領域地域福祉グループ ☎0244152117166

戦没者等の死亡当時のご遺族で

- 1 平成17年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の需給権を取得した方
- 2 戦没者等の子
- 3 戦没者等と生計関係を有していた

- ①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹(戦没者等と生計関係を有していなかった方、平成17年4月1日において婚姻により姓が変わっている方又は遺族以外の方と養子縁組をしている方は除かれます。)
- 4 右記3以外の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹
- 5 右記1から4以外の三親等内の親族(戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上生計関係を有していた方に限られます。)

年金制度が変わります

国民年金などの年金制度の改正が順次実施されることになっています。平成18年4月からの主な変更点は、次のとおりです。

●保険料額が改正されます

平成18年4月から平成19年3月までの国民年金保険料は、月280円引き上げされ、月額13,860円となります。

国民年金保険料は、平成29年度まで毎年度月額280円引き上げられ、最終的に月額16,900円となる予定です。これは、年金を支える力と給付のバランスを取るためのものです。

◆事業主の皆さんへ◆ 労働保険の年度更新のお知らせ

平成18年度の労働保険の年度更新をする時期がまいりました。4月初めに福島労働局から送付される申告書と記入要領をよくお読みください

5月22日までに

最寄りの銀行、郵便局、労働基準監督署、福島労働局において手続きをされますようお願いいたします。

福島労働局総務部労働保険徴収室
☎024-536-4607

- (一)参考) 年金は、納付した額の1.7倍以上となります。基礎年金額の1/3(将来は1/2)は国庫負担です。今後も保険料の改定が予定されていますが、国庫負担であることで、若者であつても平均では納付した額の1.7倍以上の年金が受け取れる計算となります。
- ご存知ですか?学生納付特例制度!そして若年者納付猶予制度! 20歳以上の方は、学生であつても国民年金に加入しなければなりません。収入が少なく国民年金保険料の納付が困難な場合は、学生納付特例制度を申請すると保険料の納付が猶予されます。また、30歳未満の方であつて、本人と配偶者の収入が一定以下の場合に、申請により国民年金保険料の納付が猶予される若年者納付猶予制度があります。これらの制度の申請を行わず、保険料が未納のままだと、不慮の事故等により障害が残ってしまった場合に、障害基礎年金等を受けることができなくなります。手続きは簡単です。学生納付特例・若年者納付猶予制度は、市町村役場の国民年金担当窓口へ申請してください。 ※学生の方は申請の際に学生証をご持参ください。

年金給付関係

●平成18年度の年金額は0.3%引き下げとなります

平成17年の年平均の全国消費者物価指数が、対前年マイナス0.3%であったため、平成18年度の年金額は、前年度より0.3%少ない額となります。満額の老齢基礎年金の場合は、月額200円ほど引き下げとなります。平成18年4月分から新しい年金額となりますので、6月の定期支払(4月及び5月分)から年金額が変更となります。

●障害基礎年金と老齢厚生年金等を併せて受給できるようにします

障害を持ちながら働いたことが評価される仕組みとして、平成18年度から、65歳以上の方は、障害基礎年金と老齢厚生年金、障害基礎年金と遺族厚生年金の組み合わせについて併せて受給(併給)することができるようになります。なお、併給を申請される場合は、選択申出書を提出していただく必要があります。

◆お問い合わせ先

- ねんきんダイヤル(年金被保険者) ☎0570-0511165
- ねんきんダイヤル(年金を受給している方) ☎0570-0711165
- または、お近くの社会保険事務所・年金相談センターまでどうぞ。 社会保険庁ホームページ <http://www.sia.go.jp/>

大切な人を救うため応急手当を覚えませんか?

富岡消防署では毎週土曜日に、心肺蘇生法とAED(電気ショック)の使用手法や止血法などの応急手当の方法を皆さんに知っていただくために応急手当講習会を開催しています。

皆さんの家族や親しい人を万が一の場合から救うため正しい応急手当の方法を身につけませんか?

◆講習日時

毎週土曜日午前9時～午後8時までの間

講習の内容、時間についてはご希望に応じます。

◆講習場所

富岡消防署・榎葉分署・川内出張所

◆受付方法

受講希望日の4日前まで受講希望先の消防署まで電話連絡願います。

◆受付人数

1名から10名まで ※普通救命講習(3時間)を受講されますと救命に必要な技能を得ることができ終了証が発行されます。

◆お問い合わせ先

- 富岡消防署 ☎0240-2212119
- 榎葉分署 ☎0240-2512119
- 川内出張所 ☎0240-3812119

平成18年度 自衛官募集

募集種目	募集人員(予定)	応募資格	受付期間	試験期間
幹部候補生	陸上…男子:約130名 女子:約10名 海上…男子:約50名 女子:約5名 (飛行要員を含む)	●20歳以上26歳未満の者(22歳未満の者は大卒者(見込み含む)) ●大学院修士課程修了者(見込み)は、28歳未満の者 (海上自衛隊技術幹部候補生は、理学または工学の修士課程修了者に限る)	4月1日(土)～5月12日(金) 締切日必着	1次:5月20日(土)・21日(日) (21日は飛行要員のみ) 2次:6月20日(火) ～6月22日(木) 3次:7月20日(木) ～8月3日(木) (飛行要員のみ)
	航空…男子:約40名 女子:約5名 (飛行・音楽要員を含む)			●歯科:専門の大学卒(見込み)で20歳以上、30歳未満の者 ●薬剤科:専門の大学卒(見込み)で20歳以上、26歳未満の者 (専門の大学院修士課程修了者(見込み)は、28歳未満)

試験の詳しい内容や自衛隊に関するご質問のお問い合わせ先 自衛隊福島地方連絡部 相双募集事務所
〒975-0033 南相馬市原町区高見町1丁目142-2 ☎・FAX(0244) 23-4712
地方連絡部ホームページ <http://www.fukushima.plo.jda.go.jp> Eメール f-plo.soso@blue.ocn.ne.jp